

阪神高速道路株式会社供用約款 新旧対照表

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

新(2025 年 7 月 1 日～)	旧
第 1 条～第 2 条 (略)	第 1 条～第 2 条 (略)
(料金の徴収)	(料金の徴収)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 法第 2 4 条第 1 項ただし書に定める車両の運転者等からは、料金を徴収しない。</u>	
第 4 条～第 7 条 (略)	第 4 条～第 7 条 (略)
(会社の責任)	(会社の責任)
第 8 条 (略)	第 8 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 高速道路の設置又は管理に瑕疵がない場合を例示すると、おおむね次のとおりである。	3 高速道路の設置又は管理に瑕疵がない場合を例示すると、おおむね次のとおりである。
一～二 (略)	一～二 (略)

新(2025 年 7 月 1 日～)	旧
<u>三 会社の責任によらない第三者からの攻撃等によるシステム障害</u> <u>四</u> 盗難その他第三者による危害 <u>五</u> 天災地変その他の不可抗力 4 ～ 5 (略) 第 9 条 (略)	三 盗難その他第三者による危害 四 天災地変その他の不可抗力 4 ～ 5 (略) 第 9 条 (略)